

茂原市農業委員会第13回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年11月24日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 26名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 8番 秋山 芳廣
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤古志郎 (会長)
 - 22番 大塚 優
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 1名
 - 18番 矢部 義明
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 葛岡 直樹
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 主査 東條 成男
 - 副主査 芝崎 一郎
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 8件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 5件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 2件
(第12回総会保留議案)
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
(利用権設定)

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について

農業者年金について

その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第13回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が8件、4条申請は0件、5条申請につきましては5件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が2件、先月の保留案件の3件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についての合計19件でございます。先月の保留案件については、事業者の方にお越しいただいておりますので、後ほど説明がでございます。そのほか報告事項がでございます。現地調査につきましては、18日に第2小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、矢部委員より所用のため、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

(議長一任の声)

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は13番高橋委員と14番秋葉委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。早速議事に入りますが、まず農地法3条の許可申請から入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

始めに1号議案でございます。申請地は、清水字傍示土地先他4筆、田1166㎡、畑2763㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が大網白里市の★★さん、売渡人は清水の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては後継者がいないためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で530日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は、法目字蒲堀下地先他2筆、田1503㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が中善寺の★★さん、売渡人は大網白里市の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては農業経営が困難のためとの

こととさせていただきます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で370日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は大芝字東割地先、田76㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人が大芝の★★さん、譲り渡し人は大芝の★★さんでございます。申請理由としましては、真の所有者に所有権を移転するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で240日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は、早野字浅間下地先、畑693㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人が早野の★★さん、譲り渡し人は東京都の★★さんでございます。申請理由としましては、譲り受け人の農業経営規模拡大のためとのこととさせていただきます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で170日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして5号議案でございます。申請地は、六ツ野字平曾根地先他1筆、田3519㎡、畑2925㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が六ツ野の★★さん、売渡人は渋谷の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小のためとのこととさせていただきます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で260日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は七渡字上ノ芝地先、田766㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人は七渡の★★さん、譲り渡し人は妻の★★さん及びその姉妹でございます。申請理由としましては、経営主である夫へ譲るとのこととさせていただきます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は、北塚字野合田地先他1筆、田201㎡、畑353㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が北塚の★★さん、売渡人は北塚の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で280日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は、山崎字江本坂地先、田991㎡に賃貸借権を設定しようとする申請でございます。申請人は、賃借人が山崎の★★さん、賃貸人は山崎の★★さんでございます。申請理由としましては、賃借人につきましては自宅の隣接地であり農業経営規模拡大のため軽微な土地改良後、果樹等作付けのためとのことでございます。賃借人は父の★★さんと同一経営体であり、耕作証明書が長南町農業委員会より交付されております。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は経営体合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。説明は以上です。

会長 説明が終わりました。それでは農地法3条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2 小委員会での審議の結果、1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案
小委員長 許可、5号議案許可、6号議案許可、7号議案許可、8号議案許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議いたします。まずは1号議案ですが、こちらについては現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 本件については、売渡人が高齢で耕作できなくなってしまう、買受人に耕作をしてもらっていたとの事です。許可でお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

- ★★委員 この件については、家庭の事情で耕作ができなくなってしまったとのことですので、許可をお願いします。
- 会長 1号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは1号議案については許可ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 1号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして2号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 特に支障ないものと思いますので、許可をお願いします。
- 会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 問題ないと思いますので、許可をお願いします。
- 会長 2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは2号議案については許可ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 2号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして3号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 申請地は登記簿上、田となっていました、現地は畑のようになっておりました。問題ないと思いますので許可をお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 特に支障ないと思いますので、許可をお願いします。
- 会長 3号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは3号議案については許可ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 3号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして4号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 特に支障ないと思いますので、許可をお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 当該申請は贈与であり、耕作を行うものとのことですので許可をお願いします。
- 会長 4号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは4号議案については許可ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして5号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 売渡人は住所地に住んでおらず、買受人に農地を買ってもらい耕作をしてほしいとのことですので、許可をお願いします。
- 会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 売渡人は現在耕作をしておらず、街中に引越しをしており、申請地は買受人が耕作を行っていたことで売買が成立したとの事ですので、許可をお願いします。

会長 5号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは5号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして6号議案ですが、こちらは夫婦間の贈与であり、奥様の名義になっている登記を夫に変更するのみとの事です。6号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして7号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現在、売渡人は耕作ができない状況で、買受人が耕作を行うとの事です。支障ないと思いますので許可をお願いします。

会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 こちらは以前から借り受けて耕作をしていたとの事ですので、許可をお願いします。

会長 7号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは7号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 7号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして8号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 登記簿の地目は田となっていました。現地は畑のような状態になっていました。賃借人が畑作を行いたいとの事ですので、許可をお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 賃貸人の近所の方が畑作を行いたいとの事ですので、許可をお願いします。

会長 8号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは8号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 8号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして農地法5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

始めに9号議案でございます。申請地は木崎字笹塚地先他4筆、田んぼ784㎡と一体利用する山林が39㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合1街区地先他3筆、農地部分面積378.04㎡と一体で利用する山林部分が20㎡の合計398.04㎡でございます。木崎の★★さん他2名が大芝の★★さんから共有名義で土地を買って、駐車場及び花壇として敷地拡張しようとする申請でございます。申請理由としては、現在隣地で経営している美容室の駐車場が不足しているためとの事でございます。雨水は敷地内浸透、隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内

でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は大芝字西割地先他1筆、田んぼ152㎡、畑396㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合23街区地先、面積291.57㎡でございます。睦沢町の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて、そこに★★さんの娘である★★さんとその夫である★★さんが共有名義で専用住宅を建設しようとする申請でございます。申請理由としましては、申請地は区画整理地内で上下水道のライフラインが整備されているためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積87.9㎡が1棟、駐車スペースが46㎡でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございます。申請地は東部台二丁目、畑294㎡でございます。北海道の★★さんが八千代の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在賃貸住まいで手狭になったためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積108.48㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございます。申請地は東郷字関端地先、畑437.45㎡でございます。茂原の★★さんが★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在賃貸住まいで家族も増え手狭になった為、職場に近い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、軽量鉄骨造・2階建て・専用住宅・建築面積83.90㎡が1棟、駐車場が15㎡でございます。雨水は宅地内浸透、排水は西側農業集落排水に接続する計画で、協議報告書が提出されております。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございますが15号議案の5条の計画変更申請と買受人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は、小林字下野地先他3筆、田んぼ300㎡でございます。千葉市の★★さんが大登の★★さんから土地を買い受け、また栗生野の★★さんから事業を承継して貸駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、売渡人は経済的な理由により土地を売却するため、買受人につきましては申請地の南側に申請者本人も勤務中の父親が経営する法人があり、現在来客用の駐車場が不足している状況のため法人からの距離も近く、良好な環境にある本申請地を転用したいとのことでございます。計画としまし

ては砂利による簡易舗装工事を行い、来客者用駐車場8台分を確保する予定で、法人からの要望書が提出されております。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。それでは農地法5条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2 小委員会での審議の結果、9号議案許可相当、10号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案許可相当、13号議案許可相当、15号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議いたします。まずは9号議案ですが、こちらについては現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 用途地域内でございますので、許可相当をお願いします。

会長 9号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは9号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 9号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして10号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 区画整理事業区域内でございますので、許可相当をお願いします。

会長 10号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは10号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 10号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして11号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 用途地域内でございますので、許可相当をお願いいたします。

会長 11号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは11号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 11号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして12号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 周辺も住宅がかなり建っておりますので、許可相当をお願いします。

会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 ★★委員のおっしゃられたとおりかと思っておりますので、許可相当をお願いします。

会長 12号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは12号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 12号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして13号議案ですが、こちらは15号議案と一体計画となっておりますの

で併せて審議いたします。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現地の隣には事務所がありまして、その駐車場として利用したいとの事です。許可相当をお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現地は荒地のようになっていた場所で、駐車場になれば景観的にも良くなると思いますので許可相当をお願いします。

会長 13号議案及び15号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは13号議案及び15号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 13号議案及び15号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明させていただきます。

14号議案でございます。申請地は本納字辻戸田地先、田んぼ422.66㎡でございます。茂原の★★さんが、本納の★★さんから一時転用により土地を借り受けて、作業場用地とする申請でございます。当初計画は平成27年11月30日までの転用期間ですが、工事期間の延長に伴い平成28年2月29日までの3か月間期間延長とするものでございます。期間延長の理由としましては、送水管敷設事業の全体進捗計画の遅れによる為でございます。その他、期間延長以外に転用許可内容の変更はございません。

会長 説明が終わりました。それでは農地法5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2 小委員会での審議の結果、14号議案許可相当となりましたので報告いたします。
小委員長

会長 それでは14号議案について審議いたします。こちらでも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 本件については工事の遅延による一時転用期間の延長とのことですので、許可相当をお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 遅延による工事期間の延長で支障ないと思いますので、許可相当をお願いします。

会長 14号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは14号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 14号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

以上で農地法3条及び5条の許可申請についての審議は全て終了いたしました。この後、しばらく休憩を取りまして、その後に先月保留した議案についての審議を行います。

ます。しばらく休憩といたします。

(休憩中)

会長

それでは審議を再開いたします。先月保留いたしました農地法3条及び5条の許可申請、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請であります16号議案～18号議案について審議いたします。

最初に今回の申請に至るまでの経緯について、事務局より説明をお願いします。

事務局

先月に説明いたしました、今回申請の営農型太陽光という事業経緯をご説明いたします。

こちらの申請地は当初は通常の恒久転用により太陽光発電事業を行う予定でありましたが、申請地が『第1種農地』ということで、太陽光発電は出来ないとのことになりまして、申請者が県に問い合わせたところ「営農型太陽光発電」という手法であれば一時転用ではあるが第1種農地でも出来る可能性があるとの回答がありました。

そこで平成26年7月に営農型太陽光発電の3条・4条・5条申請を行い、平成26年7月の総会で申請者の営農計画に多くの意見が出たため保留となりました。その後、営農計画書が再提出され農業委員会と県で協議し、申請関係者から聞き取りを行いました。

そして、平成26年8月の総会で出席者24名のうち議長を除く23名で採決が行われ、許可12名、不許可10名、挙手なしが1名で許可相当となりました。

長生農業事務所に進達し、平成26年9月16日に千葉県より4条・5条の許可書(一時転用の賃貸借権、平成29年9月15日まで)が発行され、同日茂原市農業委員会から3条許可書を発行しました。

なお、農業経営にあたり千葉市の個人農家から農業を始めるにあたって必要な機械・設備のアドバイス、農業機材の貸し出し、農作物の栽培方法の伝授等を受ける予定です。その他の変更はありません。

続きまして先月の保留案件の17号議案についてご説明いたします。申請地は高田字作網地先、畑1048㎡でございます。船橋市の★★さんが高田の★★さんから賃貸借により土地を借り受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。その他につきましては、先月にご説明したとおりで変更はございません。

続きまして先月保留案件の18号議案でございますが、次の10月32号から40号議案まで賃借人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地番につきましては、高田字屋芝地先、他12筆で当初許可地と変わりません。当初許可との変更点につきましては、計画者が当初事業計画者である高田の★★さんから船橋市の★★さんへと承継されるものでございます。その他につきましては、先月にご説明したとおりで変更はございません。

会長

ここで事業者の方にお越しただいておりますので、再度、事業計画についてお話を伺いたいと思います。それでは入室をお願いいたします。

(事業者入室)

会長

先月も事業者の方にお越しただいております、いろいろとご意見を伺ったわけですが、先月の議論をふまえたうえで、まずは私から何点が質問させていただければと思います。

まずは先月に多くの委員さんからいろいろな意見が出たわけですが、先月の総会からの1ヶ月の間、営農に関する問題にどのように取り組んできたのかについて伺いたいと思います。

事業者

先月の総会でご意見を伺ったなかで、まずは営農することについてもっと急がなければならないという事、また水捌けが悪いことについての対応をしなければならないことを認識させられたことがございます。

そこで水捌けの問題を解消するために、水路を切って改良する工事にすぐさま着手いたしました、現在も継続中ですが、今年中には工事が終了する予定となっております。

また、作付け品目については、先月皆様からご意見を伺ったわけですが、営農計画に沿うように、現在、小松菜を5畝作付けいたしまして、販路も全て確定してございます。こちらは順調に生育しております、12月中旬～1月中旬にかけて収穫し、出荷する予定となっております。

以前、配布させていただきました営農計画書に来年の5月までに作付けしていく品目を載せてございます。計画どおりにいけば、来年5月頃には申請地全体で営農を実施することになります。

なお、今月新たに20年という期間で求人を行いました。その結果、2名を常時雇用し、アパートを借り共同生活をしながら営農を行っていく環境を整えました。1ヶ月の取り組みについては以上です。

会長

以前の計画では10名程度を雇用し営農を行っていくとなっていました、この点については変更ございませんか。

事業者

変更ございません。常にという訳ではありませんが、現在は最大5名で営農を行っております。

会長

それでは★★委員、どうぞ。

★★委員

今月18日に小委員会の現地調査を行って、現地を確認させていただきました。現地では重機を使って排水路の工事をおこなっていました、事業者の方からその場でお話を伺ったのですが、雨が降るとどの程度水が溜まるかを調査し、それによってどの作物が適しているかを検討しているなどの話を伺いました。先月の総会から1ヶ月経過したわけですが、考え方はまだ変わっていないのかという疑問があります。

次に土壌改良等を行っているとのことですが、あの条件の悪い場所で営農計画書に記載されています作物を作付けするとのことですが、机上の空論と言っていいようなことになると思いますので、もう少ししっかりと対応していただかないといけないと思います。それが小委員会の場での委員さん方の率直な意見です。私は計画についての見通しが甘いと思います。

事業者

営農計画書の見通しが甘いとのこと指摘については、おっしゃられるとおりに思いますので甘んじてお受けします。

★★委員

先月から1ヶ月の間、保留をしているという意義が大事なのですよ。現実には太陽光パネルがあれだけ設置済となっております、既に売電も行われていますよね。「営農型」であるからこそ許可を受けたのですから、厳しい現場ですがその基準に近づくようにしていただきたいのですよ。そのためにはいいかげんな営農計画書を提出すればいいというわけではないと思います。

会長

他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

以前の計画から太陽光パネルの枚数を3割以上増やしてますよね、そうなるほとんど採光がなくなってしまうわけです。そういった状況の中で営農計画書を変えない

ということは、農業を継続していけないということですよ。作付けする作物を替えていない。東京電力との売電契約は、パネルを増やした状態でなされたわけですか。

事業者 そうです。

★★委員 そうすると当初からパネルを増やした計画をされていたんですよ、農業委員会にはパネルの枚数が少ない計画を出してそのままであったと。パネルを増やすことについての経過説明が農業委員会には無かったわけで、現地には4千枚近いパネルが設置されているわけです。これはあくまでも売電が主体であって、営農する気が無いのかなと感じてしまいました。

事業者 誤解を与えてしまいまして、大変失礼いたしました。

会長 他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員 当初申請の際に、許可相当で県に書類を送った時にはパネル枚数は2,800枚程度ということで議論をしているんですよ。先程、理由をいろいろおっしゃられていたけど、全てそちらの都合の話ですよ。パネル枚数が3,744枚に増えること、それによって支柱部分の面積が増えることについては、農業委員会では何も議論をしていないんです。そのことについては、農業委員会には報告をされていないんですよ。

事業者 長生農業事務所にはいたしました、農業委員会にはしていません。

★★委員 農業委員会で一度も議論されていないものが、既に設置されてしまっている。これでは今後20年、この場所で事業を続けていかれるとの事ですが、真偽にもとると思うのですよ。千枚近くパネル枚数が増えれば、採光条件が大きく変わらと思うのですが、増える前の作物と増やした後の作物では変更はないんですか。

事業者 当初の計画ではふきとみょうがであったものを、小松菜などの葉物野菜等を含めたものに変更をしております。

★★委員 農業委員会で一度も議論されていないものが設置されていることについては、私は理解し難い。以上です。

会長 他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員 申請地は雨が降ると水が溜まってしまう状態で、現地でお話を伺った際に、どのようにこの状態を改善されるのですかとお聞きしたのですが、プロの方に見てもらったうえで対応をされるとのことだったのですが、その後どうなったか伺いたいと思います。

事業者 まずは水路を切って、しいたけの栽培エリアについては造成をいたします。造成をしてならしたうえで、まだ水が溜まるものについては水路を切った先から汲み取りをして排水路に流す方向で考えております。これについては見積もりがまだあがってこない状態ですが、年内いっぱいくらいで工事を終え、水が溜まらないよう対策をする予定でおります。

★★委員 雨が大量に降った場合のことは、何か考えられているのですか。

事業者 基本は水路を切って汲み取りをして排水路に流しますが、それでも作物に影響が出

そうであれば、畝の高さを影響が出ない高さに上げることを検討しています。また、しいたけにつきましてはパレットを敷いた上で栽培をすることを考えています。

会長 それでは★★委員、どうぞ。

★★委員 当初からお話させていただいておりますが、地元の地権者の方々が困らないようにと言いつけてきました。このままでは収益があがらないということで、3年後には一時転用が取り消されるのではないかと懸念があるのですね。そうすると事業者の方も困ると思うのですが、地権者の方々も困ってしまうと思うのですよ。

事業者 弊社が資本を投下してやっている事業であります。地権者の方々には宅地並みの金額で賃料をお支払いさせていただいておりますが、その金額が地権者の方々にとってどれほど大事なものは私どもも理解しているつもりでおります。3年後に更新が出来なければ困るのは地権者の方々であり、同時に私どもでございます。最低限20年間は継続していかなければならない事業であるということで、農業に関しては我々は素人で大変申し訳ないのですが、本気でやっている気持ちだけはご理解いただきたいと思っております。資金が必要であれば私が集めてまいります、人手が必要であれば★★で集めます。耕作放棄地をソーラーシェアリングという方法で再興するこの事業を是非、皆様に認めていただきたいと思っております。至らない点が多々あることは、深く反省しております。

会長 他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員 営農計画書はどなたが作成されたのですか。

事業者 私と★★で作成いたしました。

★★委員 作成に当たってはどなたかにご相談されたのですか。

事業者 農業のプロの方にご相談させていただいて、作付け品目の選定等から決めさせていただきました。

★★委員 先程、素人とおっしゃられてましたけど、周辺の平均単収の8割以上を確保するというのは大変なことですので、やる気があるとのことでしたが、技術的なことで不安があることから3年後に撤去にならないよう注意して下さい。

会長 それでは★★委員、どうぞ。

★★委員 提出いただいた営農計画書の中で、しいたけの売り上げが原木が2千本の計画で240万円となっておりますが、この本数でこれだけ売り上げをあげられるのですか。

事業者 このことについてはしいたけ農家の方に相談いたしまして、見通しが甘いとの指摘を受け、しいたけの原木の本数を4千本に倍増し、240万円を売り上げる予定です。

★★委員 いずれにしてもあれだけの設備を設置したのですから、地元の方々が困らないような方法を考えてもらいたいと思うのです。安定して20年間継続でき、安心感を与えるような計画を考えて出していただきたいと思っております。

会長 その他にございますか。なければ以上で事業者の方からの意見聴取を終了いたします。事業者の方については、お疲れ様でした。

(事業者退室)

会長 それでは本件について審議をいたします。皆様からご意見いただきたいと思います。
★★委員、どうぞ。

★★委員 申請地は水捌けも悪く、入れた土も粘土質の物でした。そういったなかで営農計画書にある作物を作付けするのはとても困難だと感じました。

会長 ★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 現地を確認に行った際に、作物の生育状況を見させていただいたのですが、あまり生育できていない状態で、小松菜で30万円を計上するとおっしゃられていたんですね。ちょっとそれは無理じゃないですかと伺ったのですが、アドバイザーの農家の方に1本10円で買ってもらえると聞いたから30万円になるんだとおっしゃるんです。その隣のほうれん草は茶色になっていたんですね。いかに土に合っていないかが分かります。

そもそも営農について何も分かっていない方々がやっているんですね。以前は畑で使っている部分があっていい土が現地にもあったわけなんですけど、その土はどうしたんですかと聞きましたら、違う場所へ持って行ってしまったそうです、そのうえであの粘土質の土を持ってきてしまったんです。そう思うとパネルを設置してしまえばなんとかかなってしまうのではないかと考えていたんじゃないかと思ってしまうのですね。許可して既にパネルは建ってしまっていますので、どうにかして何とかしてやっていってもらわないといけないと思います。でもその姿勢が今までなかったんですね。どうにか通ってしまうという気持ちがあったのではないのでしょうか。しかし、こうなった以上どうにかして営農してもらわないといけないと思います。

許可を昨年9月に取ってあって、普通であれば今頃は何らかの営農の成果が出ているはずですよ。今頃から少しずつ営農をしていくというのは、やってあるという形を見せるに過ぎないと思います。せめて春の作付けまでに土壌や排水問題をなんとかしないと成果は上がらない気がしますよね。

会長 その他にございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員 今回の計画変更の申請は、いわば就農者として★★がふさわしいかどうかという点を審議するわけですね。シビアな見方をすると、今までの申請地での営農をみても新規就農者としてふさわしくないと思うのです。要するに出来そうもないのです。いろいろ営農計画書に書かれていると思うのですが、我々農業委員や事務局が審査する以前の問題、スタートラインに立ってない状態なんですね。現場では素人の方が手を変え、品を変え現在調査中ですよというのが、誰が見てもこれにあたるからだと思うのです。これを良い方向にもって行こうとするのならば、新規就農者としての体制が整っていないことから、一度申請を取り下げ、調査は継続していただいたうえで、何度も協議を重ねて新規就農者としてあるべき体制づくりをきっちり行うべきだと思うのです。もちろん農業委員会としても指導を行ったり、農業委員も知恵を絞るなどの事を行っていくが必要です、それしかこれを解決していく道がないと思います。

会長 それでは★★委員、どうぞ。

★★委員 事業者の方は帰ってしまったのですが、パネル枚数が当初2, 800枚となっているものが3, 744枚に増えたことになってますが、営農計画書の図面を見ますとパネル枚数が4, 316枚となっています。実際は何枚パネルが申請地はあるのでしょうか。

会長

★★委員、どうぞ。

★★委員

あとは現地で確認してみるしかありませんね。

申請地南側のパネルの方が高い位置にあるということで、南側の方がパネルの下まで日照が入ってくるという説明であったと思うのですが、たまたま現場に行ったときは太陽が出ていなかったのだからわかりませんが、その真偽の程は分かりません。

ただ水路を作るにしても、客土をするにしてもパネル枚数を増やしたということは、現場で作業する効率というのは非常に悪いと思うのです。これは営農型として、おそらく根幹的な大問題だと思います。あれだけパネルを設置して、営農型をやりますと言っても本当にできるのですかとなくなってしまいます。

会長

それでは★★委員、どうぞ。

★★委員

この地域は水がもともと問題となっている場所でありまして、これを解決しないことには簡単にはいかないと思います。逆に水を利用していく方法を視野に入れていかなければならないものなのか、そういうところも併せて考えていく必要があると思います。

会長

他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

今までの話を伺ってますと皆さんも同じだと思いますが、まずは太陽光発電ありきという形ははっきりしていると思います。ここにきて切羽詰って作物を作ろうかと、なんとなくやる気になってきていることは見受けられるのですが、素人が集まってやってきているわけで、それであれば地権者の世帯の家族構成がどうなっているかはわかりませんが、地権者の方々にアドバイスなどを受けてお互いに補填しあうという方法はどうなんでしょうか。これは1つの意見として提案させていただきたいと思います。

★★委員

地権者のご家族にはちょっと難しいかもしれないですね。

会長

他にはございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

単収の8割を確保しなければならないとのことでしたが、営農計画書を見ますとしいたけがかなり収益をあげる予定になっているかと思いますが、全てしいたけにしちゃえばいいのではないのでしょうか。それともこの計画のように葉物などの野菜をつくらないといけないのでしょうか。

事務局

これについては昨年に許可をする時、農業事務所に確認したのですが、これは品目だそうです。米なら米の、しいたけならしいたけのそれぞれの品目ごとに近隣の農地で収穫されるであろう収穫高の8割と言うことです。近隣と言うのは千葉県の平均の収穫高という基準が品目ごとにあるそうです。

★★委員

葉物ならまだしも、この場所での根菜類は腐ってしまっただめだと思うんですね。

事務局

ここで今回の変更許可が下りなかった場合のお話をさせていただきますと、許可にならなかった場合、当初計画の★★さんが太陽発電及び営農の事業者に戻ることにあります。現在、★★さんが営農することは物理的に不可能ですが、もともと★★さんが営農はバックアップすることになっておりました。ここで今回の変更許可申請を却下したとしても太陽光発電を却下ということにはならないということをおまえて議論

していただきたいと思います。

★★委員

とするならば、営農がきちんとできるように今回は保留として、★★に対し営農計画書をもう一度見直しして、実現可能なものを再度提出させる方が良いと思います。

会長

先程、事務局から話が出たとおり、今回は変更許可申請になりますので、却下となれば当初計画の★★さんに戻るということになります。そうすると物理的に耕作はできませんので3年後に更新できず、撤去と言うことになります。

★★委員

今までの話を伺ってますと、一度取り下げをしていただいて再度申請をやりなおしていただく意見、再度保留をしてきちんとした営農計画書を出していただく意見が出てまいりました。私も全く同じ意見です。先月保留となってから、何一つされていない状況、小委員会の現地調査の前に少し水路の工事をしている程度であります。現地は1種農地であり営農型という大前提があります。そういった中で時間をかけてでも、なんとかして営農型としてやっていける方法を取り入れてもらうというように私は思うのです。ですので、取り下げしていただくか再度保留するかいずれかと私は思います。

会長

今、★★委員にまとめていただいたとおり、今回の件についてはいったん取り下げしていただく意見と再度保留して営農計画書を出しなおしていただく意見と出ましたが、今回は保留として、必要に応じて農業委員会からの指導を交えながら、また農業事務所と協議しながら、再度、事業者が営農計画書を精査していただいたうえで提出しなおしていただき、そのうえで判断をするということではいかがでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案及び18号議案については、保留ということに決定いたしました。

続きましてもう1件、同時に先月保留となっておりました17号議案に移ります。本件につきましては営農型でない太陽光発電用地への転用申請で、先月は事業者の姿勢という点で保留となりました。この件については営農型ではありませんので、これ以上は保留にはできないと考えております。申請地は2種農地であり、許可相当ということで県に進達したいと思いますが、ご意見ございますか。(意見なしの声) それでは17号議案については許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは17号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、19号議案の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第19号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。茂原市では通常年4回 6・9・12・3月に利用権設定をしていますが今回は臨時に行うものです。

新規分で、借受者が★★、貸付者は長生村の★★さんで、利用権設定する土地は六ツ野地先他2筆、田、計3608㎡で賃貸借権の設定で、期間は10年でございます。これは★★さんが長生村で農地中間管理機構事業の経営転換・リタイアする個々の出し手に対する支援を受けるため、全自作地を農地中間管理機構に貸し付ける必要から長生村と同時期に茂原市の農地を利用権設定することになったものです。利用権設定調書についての説明は以上になりますが、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

19号議案についてご意見ございますか。(意見なしの声) それでは19号議案につ

会長

いては承認ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは19号議案については、承認ということに決定いたしました。

以上で協議事項は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第13回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを

証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年11月30日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印